

鎌倉市指定校変更基準

令和4年(2022年)12月1日施行

	指定校を変更することができる場合		変更を許可する期間	添付書類等
1	転居	市内転居するため新たな指定校に転校しなければならないが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	必要に応じて教育委員会が設定する期間	1 添付書類 不要 2 特記事項 申立は住民登録手続後
2	転居予定	学区内に転居することが明らかな場合で、転居予定地の新たな指定校への就学をあらかじめ希望するとき	転居予定日までの期間(最長6か月。ただし、特別な事情がある場合は改めて手続の上で、更に6か月を限度に延長できるものとする)	1 添付書類 工事請負契約書の写し又は賃貸借契約書の写し等で転居後の居住予定地を確認することができる書類(完成又は入居の予定日等の確認ができるもので、建物に関する書類に限る)
3	一時的転居	現住所での新築・増改築のため、一時的に学区外に市内転居する場合で、その転居の期間、在籍校に就学を希望するとき	住居が完成するまでの期間(最長6か月。ただし、特別な事情がある場合は改めて手続の上で、更に6か月を限度に延長できるものとする)	1 添付書類 現住所地での工事請負契約書の写し又は賃貸借契約書の写し等で、現住所地での居住予定を確認することができる書類(完成又は入居の予定日等の確認ができるもので、建物に関する書類に限る) 2 特記事項 (1) 小中学校ごとの申立及び許可が必要 (2) 小学校から中学校に継続する場合の期間は、小学校での許可の初日を起点とした期間までとする
4	留守家庭児童	保護者が共働きである等の理由により、登校前又は下校後の監護者がなく、学童保育所、自営店舗など登校前又は下校後に生活する区域の学校にやむを得ず通学する場合	申立人が希望する期間(ただし、年度ごとに状況が確認できる書類の提出が必要)	1 添付書類 教育委員会が指定する次の書類 (1) 就労状況又は自営店舗の所在等を確認することができる就業証明書又は確定申告書若しくは賃貸借契約書等の写し (2) 祖父母宅又は保護者の兄弟姉妹宅で監護を受けるときは、保護証明書 (3) 就労時間のスケジュールを確認することができる書類等の教育委員会が指定する書類 2 特記事項 (1) 小学生のみを対象とする (2) 学童保育所利用の場合は、指定校の通学区域内に設置の学童保育所開設時間内での利用が困難な場合に限る

	指定校を変更することができる場合	変更を許可する期間	添付書類等
5	部活動 希望する部活動が指定校に無く、当該部活動がある中学校に入学を希望する場合で、その活動を小学校在籍中に1年以上継続的に行っているとき	卒業までの期間	1 添付書類 教育委員会が指定する次の書類 (1) 小学校在籍中の活動を証する客観的な書類 2 特記事項 (1) 中学校への進学時のみを対象とする (2) 希望する部活動が隣接校にある場合は隣接校とする
6	通学距離 自宅から指定校までの距離が隣接校までの距離の2倍以上ある場合で、隣接校への通学を希望するとき	卒業までの期間	1 特記事項 自宅から指定校までの通学距離が1km以上ある場合に限る
7	教育的配慮 (1) いじめや不登校、身体的理由などで指定校以外の学校に就学を希望する場合	必要に応じて教育委員会が設定する期間	1 添付書類 (1) 身体的理由の場合は、診断書等理由を証する書類 (2) その他は、教育委員会が指定する書類 2 特記事項 (1) 学校長又は教育委員会が指定する者との面談が必要 (2) 変更先は原則隣接校とする
	(2) 兄姉が指定校以外の学校に就学していて、弟妹が同じ学校への就学を希望する場合	必要に応じて教育委員会が設定する期間	1 添付書類 不要 2 特記事項 就学時に、変更を希望する学校に兄姉が在籍していることが必要
	(3) 小学校の指定校変更の許可を受け、卒業まで継続して指定校変更後の学校に在籍しており、卒業する小学校と同じ学区の中学校に入学を希望する場合	卒業までの期間	1 添付書類 不要
	(4) その他特別な教育的配慮が必要で、指定校以外の学校に就学を希望する場合	必要に応じて教育委員会が設定する期間	1 添付書類 教育委員会が指定する書類 2 特記事項 学校長又は教育委員会が指定する者との面談が必要

- (注) 1 子どもの通学時の安全及び災害発生時等の送迎については、保護者が責任をもって対応すること。  
2 上記1を保つことができない場合は、指定校変更の許可期間を短縮することがある。  
3 期間終了後は必ず転校手続を行うこと。